

『年末調整』相談会場のご案内

専従者や従業員に給与の支払をしている事業主の方は、年末調整が必要です。

令和7年 12 月 1 日に施行される税制改正により「基礎控除」等の見直し、「特定親族特別控除」創設など、変更点がありますので注意が必要です！

下記会場でのご相談は予約制となっております。必ずご予約をお取りください。

◆ 予約相談時間 10時～12時、13時～15時

日 程 (令和8年)	会 場	住 所
1 月 8 日(木)	JA 横浜 本郷東支店	栄区上郷町 84-22
1 月 9 日(金)	JA 横浜 川上支店	戸塚区前田町 85
1 月 14 日(水)	JA 横浜 大正支店	戸塚区原宿 4-15-5
1 月 15 日(木)	JA 横浜 中川支店	泉区岡津町 145-3
1 月 16 日(金)	JA 横浜 本郷支店	栄区桂町 279-24
1 月 19 日(月)	JA 横浜 和泉支店	泉区和泉中央南 4-4-5

【持参する物】

① マイナンバーカード（暗証番号2つ）

※ 源泉所得税納付額が0円の納付書については、当会でお預かりが出来なくなりました。
電子申告での提出ができない場合は下記となります。

1、ご自身で税務署へ持参 2、「東京国税局業務センター」へご自身で郵送

② 令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿（1～6月分）

③ 未使用の納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）

※ 年内、既に納付された納付書の控え（上半期分等）も必ずご持参ください。

④ 各種控除証明書（国民年金・生命保険料・地震保険料など）

⑤ 横浜市特別徴収センターから送付された封筒（給与支払報告書）

⑥ 従業員が特定親族特別控除を受ける場合には、特定親族の合計所得金額

⑦ 令和6年分（前年分）源泉徴収簿・納付書控え

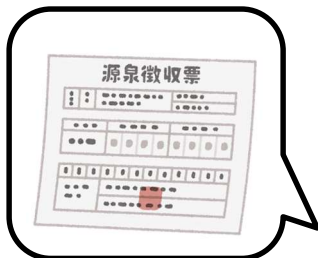
※ 源泉所得税が還付となる場合、還付先銀行口座が必要となります。念の為、事業主または従業員の還付先銀行口座のご準備もお願いします。

※ 納期の特例の承認を受けている方は、**令和8年1月20日（火）**が期限です。なお、承認を受けていない方は1月13日（火）までとなります。

【ご予約・問い合わせ先】

（一社）戸塚青色申告会 TEL : 045-881-8558

税制改正について、詳しくは12/4開催【年末調整研修会】にお申込みください。（裏面参照）



令和7年11月
一般社団法人 戸塚青色申告会
会長 森 栄子
指導委員長 小又 貞子

年末調整研修会のご案内

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以降の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月以降に行う年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は「特定親族特別控除申告書」を給与支払者に提出しなければならず、源泉徴収事務が例年と違う為、源泉徴収事務を行う事業主は事前に内容を知っておく必要があります。

年末調整の計算及び手続について戸塚税務署の担当官を講師に招き、下記のとおり開催いたします。是非ご参加ください！

※ 年末調整の必要な専従者や従業員に給与を支給している事業主が対象となります。

※ 年末調整の必要となる従業員とは…

1年を通じて勤務した従業員や、期中からの就職者で年末まで在籍された従業員、期中での死亡による退職者等となります。

「令和7年 源泉所得税・年末調整の留意点」

- 日 時 : 令和7年12月4日(木) 14:00~16:00
- 場 所 : 戸塚法人会館1F B会議室
- 講 師 : 戸塚税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官 吉村 隆 様
- 定 員 : 20名(会場の都合上、定員になり次第、締め切らせて頂きます)

◆ 当日は、計算機と筆記用具をご持参下さい。

◆ お申込は電話かFAXにて事前にお願ひいたします。なお、お申込み後、参加が難しくなった場合は、事務局までご連絡下さい。

(一社)戸塚青色申告会 事務局 浅見

TEL 045-881-8558 FAX 045-861-3505

「年末調整研修会」参加申込書

開催日 12月4日(木) 14:00~16:00 ・ 申込締切日 11月28日(金)

氏 名	住 所	電話番号
(会員 No,)		